

芽室町子どもの権利条例

芽室町では、すべての子どもがすこやかに育つために、

すべての子どもの権利を保障し、

すべての子どもが幸せに暮らさせることを願って、

平成18年4月にこの条例（きまり）をつくりました。

※権利…ものごとを自分で自由に行うことができること

子どもの権利ってなに？

生きる権利…すこやかに安心して生きる

命を大切にされ、いじめや暴力を受けないようにされます。

- ・愛情を受けながら育つことができます。
- ・けがや病気のときは治療を受けられます。
- ・誰からも暴力や暴言などを受けずに安心して生活できます。



育つ権利…自分らしく生きる

好きなことをしたり、学んだりしながら、自分らしく生きることができます。

- ・将来の夢のため、必要なことを学んだり、経験したりできます。
- ・自分のやりたいことに夢中になります。
- ・体や心が疲れたときには休めます。



守られる権利…自分を守る、守られる

あらゆることから自分を守り、周りからも守ってもらえます。

- ・命の危険から守られます。
- ・秘密が守られます。
- ・どんな理由があっても、差別やいじめから守られます。



参加する権利…自分の気持ちで参加する

自分の意見や考え方でさまざまな活動に参加できます。

- ・自分の意見や考えが大切にされます。
- ・自分の気持ちを聞いてもらえます。
- ・友だちと集まり、さまざまな活動ができます。



子どもの権利委員会



- 子どもの権利が守られていないと感じたときの相談先です。
- 子どもを守るために、できごとを調査し、助けるための方法を話し合います。
- 子どもが困っていることや解決してほしいことなどを、直接聞いてもらうことができます。

みんなで大切にしたいこと



- 権利は、みんなが生まれたときから持っているものです。
- 自分だけではなく、周りの人も同じように権利を持っています。
- 自分の権利だけではなく、「相手の権利を大切にする」相手を思いやる心が大切です。
- 「権利があるから何をしてもいい」とはなりません。
- それぞれの人がルールを守ることや相手を思いやることで、みんなが安心して生活できます。

相談先

いじめや虐待（親からの暴力、食事が与えられないなど）を受けている人を見たり、聞いたりしたときには、次の相談先へ連絡してください。

虐待は

- 茅室町子育て支援課（子どもの権利委員会事務局）

TEL 0155-62-9733

Mail kosodate@memuro.net

- 北海道帯広児童相談所

TEL 0155-22-5100

いじめは

- スクールライフアドバイザー（茅室町教育委員会教育推進課）

TEL 0155-62-9729

その他の相談先

- 十勝こども家庭支援センター

子ども、家族、地域からの子どもに関する相談を受け付けています。

TEL 0155-22-3322